

剪定枝の処理に お困りの方へ

ご自宅まで回収に伺います

パッカー車 での回収



【回収できるもの】

- ・自分（家族）で剪定した屋敷林の剪定枝
 - ・長さ1.5m以内かつ太さ15cm以内
- ※竹、笹類を除く

【利用料金】

全世帯：6,000円／回
※利用は年度2回まで

【回収量】

1回あたり軽四トラック2台分程度まで

【回収期間】

4～7月、9～11月、翌年3月
最終週の月、火、木曜（祝日を除く）

【申込先】

砺波市役所農地林務課

軽四トラック での回収



【回収できるもの】

- ・自分（家族）で剪定した屋敷林の剪定枝
 - ・長さ2m以内かつ太さ10cm以内
- ※竹、笹類、トゲのある樹種を除く

【利用料金】

・65歳以上のみの世帯：3,000円／回
・上記以外の世帯：6,000円／回

【回収量】

1回あたり軽四トラック1台分程度まで

【回収期間】

4～7月、10～11月、翌年3月
火～金曜（祝日を除く）

【申込先】

砺波市シルバー人材センター

申込みから回収まで

軽四トラックでの回収



1 申込み・料金の支払い

回収希望日の1週間前までに、砺波市シルバー人材センターに申込書を提出し、料金をお支払いください。この時に、相談の上回収日を決めます。

※同年度内2回目以降は電話（☎0763-33-4341）でも申込み可



2 回収

シルバー人材センターが、自宅へ剪定枝の回収に来訪します。

※剪定枝は軽四トラックを横付けできる場所1か所にまとめておいてください。

パッカー車での回収



1 申込み

回収希望月の10日（休日の場合はその前の平日）までに、農地林務課窓口にて申込書を提出してください。

※2回目以降は電話（☎0763-33-1431）でも申込み可



2 回収日時のご案内

後日、郵送でお知らせします。

※回収日時を指定することはできません。



3 回収・料金の支払い

業者が自宅へ剪定枝の回収に来訪します。

※剪定枝はパッカー車を横付けできる場所1か所にまとめておいてください。

※この時に料金をお支払いください。